

第2回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

◆日 時

令和5年11月8日（水） 開会 午前9時30分～正午

◆出席者

（委員）5名

（ヒアリング対象有識者）4名（青少年健全育成団体関係者、女性支援団体関係者、
憲法学者、イベント主催団体関係者）

（事務局）公益財団法人埼玉県公園緑地協会 9名

1 開会

2 挨拶

3 ヒアリング

（1）1人目（青少年健全育成団体関係者）

ア 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について

- ・ 規制が緩すぎるといふうに考える。
- ・ （新条件の策定にあたっては）把握できる業者すべてから聞き取りして、事業者が出演者をどう管理し、どんな要求しているか等様々な意見を聞くということが必要だと考える。

イ モデル・撮影者の年齢制限の在り方について

- ・ 18歳未満を一律不可とするべきだと考える。18歳未満は本人の意思といっても事実上、保護者やプロダクションの意思が強い。本人の意思がはっきりしている場合はその機会を奪う必要はないが、県営公園で実施すべきものなのか。公の施設であれば、民間施設よりも子供達や女性の人権を守る配慮をすべきではないか。
- ・ 撮影者側も一律18歳未満は不可とすべきだと考える。18歳未満の撮影者は出演モデルへの配慮に欠いて、SNSを使って不用意に撮影画像を拡散させてしまうこともある。
- ・ 18歳以上であっても若く見せようとしたり、逆に18歳未満なのに撮影会に参加するために18歳以上と偽る場合があると思われる。年齢確認は事業者の判断に委ねている現状が問題であり、所属しているタレント事務所に強く申し入れて年齢制限を遵守してもらうべきである。

ウ 予約制限（ペナルティ）について

- ・ SNSで一旦写真をあげてしまうと、本人が消そうとしても消せず、ストーリー被害に遭うなど、実際に子供たちが困っている事例がある。

ペナルティを課したところで、なかなか有効ではないと思う。

エ 新条件全般について

- ・ 女の子たちは若いうちからモデルとしてスリムな体型を維持するために、食事を制限する等して、月経など正常な体の発達が見られない事例も多い。他にも、日焼けを禁じられたり、学校のプールの授業も参加を禁じられるなどがある。早いうちから子どもを被写体にする事への心身の影響も起きている。
- ・ 監視の目が届かない場所で自分の意に沿わない過激なポーズで撮影が行われてしまうことがある。その子の公園に対するイメージが嫌なものや怖いものとなって、このネガティブなイメージが拡散されると、公共の公園であるプールのイメージが落ちてしまうのではないか。

オ その他

- ・ アートとって表現の自由を主張する方々がほぼ男性主導型なので、女性や子どもの声が反映しづらい。被写体になる子ども以外の声を聞くことが大切だ。
- ・ 若い女性のみ限定した水着撮影会には、表現の自由というよりも、ただ単に水着を撮りたいという性的な欲求を満たしたいという意図を強く感じる。

(2) 2人目（女性支援団体関係者）

ア 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について

- ・ 芸術の追求とポルノ的興味との境界線はどこか。水着撮影会は後者と思える。
- ・ モデル自身が過激な姿になるおそれがあることが、誰にとっての表現の自由なのか。本人の意に沿わないアダルトビデオの出演に繋がらないか懸念している。
- ・ 公の施設である都市公園の役割を考慮し、公序良俗違反、社会道徳上の悪影響、あるいは指定管理者のイメージを傷つけるものとならないかという観点から、今の時代背景も視野に入れて埼玉県条例を見直すことが大事である。事業者の意見を聞く必要はない。

イ モデル・撮影者の年齢制限の在り方について

- ・ 未成年のうちから水着撮影会に臨み、収入を得ることが健全な育成に繋がるか疑問である。
- ・ 児童ポルノ法は児童を性的な搾取・性的な虐待から守ることを目的とした法律であるのに、公的な施設で未成年が参加した水着撮影会が行われていることは疑問である。

ウ 許可条件遵守状況の確認方法について

- ・ 許可条件で許容される肌の露出の割合を定めても、監視者の判断に委ねる

ことは難しい。多くの県民が利用する県有施設を県出資法人が管理運営しているということを考慮すべきだ。

- ・ 150センチの女性と170センチの女性では同じ水着でも見え方が違うため、細かいルール設定が難しいということは理解できる。
- ・ 許可条件に従わない場合、中止させる権限は行使できると考えるが、その判断は難しいと思うので条例で定めるべきである。

エ 予約制限（ペナルティ）について

- ・ 暫定条件の記述のままよい。

オ 新条件全般について

- ・ 公の施設で子どもや女性の人権侵害が行われていないか、女性が働く場として安心・安全の場か疑問である。
- ・ 入場料はそれなりの金額になるし、それに見合うだけの価値がないと参加希望者もいなくなる。水着について細かい運用を規制することは困難であるので、いっそ水着撮影会は禁止にしてほしい。

カ その他

- ・ 撮影された水着写真がSNS上にも多数アップされている。モデルが売り込んでいるものであれば肖像権の問題はないと思うが、SNSを通じた犯罪が多く発生している。公的施設での水着撮影会は禁止にしてほしい。
- ・ 公園自体が地域の人たちの安全・安心なレクリエーションの場であるという観点から規制していくべきである。
- ・ 都市公園として相応しいイベントなのか、指定管理者である公園緑地協会だけでなく、埼玉県も考える必要がある。みんなが喜んでいただけるような有効的なイベントを考えてほしい。
- ・ 近隣他県の県営公園では同様のイベントは近年では実施していないこと、民間においても使用させなくなった例がある。但し、他県の例に関係なく埼玉県として健全な都市公園ということから是非やめていただきたい。

(3) 3人目（憲法学者）

ア 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について

- ・ 暫定条件では、公序良俗に反するものを目安として禁止する水着やポーズを定めているということであるが、これは民法上の公序良俗という概念とは一致していないように思われる。もっとも、表現の自由や施設の管理権を考慮すると、この許可条件が不当・不適切であるとは思わない。
- ・ 新条件策定にあたっては事業者の意見は聞いたほうがよい。パブリックコメントが必要であれば、事業者以外からも広く意見を聞くべきである。

イ モデル・撮影者の年齢制限の在り方について

- ・ 埼玉県青少年健全育成条例違反とすることは難しいように思われるが、児童ポルノ法に違反する可能性がないとは言い切れない。公の施設を貸し出す

ための許可基準の策定にあたって、法律違反をしないことは当然であるが、一步間違えれば法令に抵触する行為が行われる可能性を回避するために 18 歳未満は一律禁止とすべきである。

- ・ 逆に、18 歳以上で児童ポルノ法に抵触しないケースであれば、双方の当事者が合意していることなので、許可の要件が緩くても問題ないのではないか。

ウ 許可条件遵守状況の確認方法について

- ・ 主催者の自主的な監視に委ねるか、協会側がどう対応すべきかについて、どの程度監視すべきかという判断は非常に難しい。主催者も責任を負うが、施設側も法的に管理責任を問われることがあるものの、イベントの性質上、生命に関わる危険は少ないと考えられるため、過度に監視する必要はないと考える。バランスよく考える必要がある。
- ・ 是正指導に従わない場合のイベント中止は管理権限に基づいてできる。

エ 予約制限（ペナルティ）について

- ・ 予約制限の内容が不明確なので明示すべきである。

オ 新条件全般について

- ・ 遮蔽した限られた空間で実施されるのであれば、比較的要件も緩くてよい。

カ その他

- ・ モデルにとって不本意な形で SNS に掲載されることへの規制について、協会でできることはない。当事者の問題である。

(4) 4 人目（イベント主催団体関係者）

ア 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方について

- ・ NG水着例が図柄で案内されていたが、少し曖昧である。モデルの体型によって水着の見え方が変わってくる。自分が着たい水着を着て、ファンと交流することも表現の自由の一つに当てはまると思う。曖昧なルールと監視する人の裁量によって念のためNGにするという扱いは、事業者としては厳しい。
- ・ NG水着例は、一般的に見えてはいけない体の部分が見えてしまいそうだからNGだと考える。隠したいものが隠せている水着であれば問題ないと考ええる。
- ・ NGポーズは水着を脱ごうとしているから。人前で服を脱ごうとしてはいけないとだけ明記すれば、ポーズ例は不要である。脚を 180 度開いたポーズであっても水着がずれてアンダーが見えてしまうということがなければ、問題ないと考ええる。
- ・ 新条件策定の際の意見募集について、適切な期間で意見募集の告知をして、事業者の意見をしっかり届けられる環境を整えてほしい。

イ モデル・撮影者の年齢制限の在り方について

- ・ 水着は衣類なので、そもそも児童ポルノ法には違反しない。

- ・ 青少年健全育成条例に抵触するかどうかについて、プール撮影会は一對一にならない、個室もない、スタッフが常に監視しているという形なので抵触しないと考えている。
- ・ 18歳未満の撮影者についても、同様に年齢制限を設ける必要はないと考えるが、トークショーやライブなど撮影以外のコンテンツも盛り込まれたイベントも併催されている中で、18歳未満を参加禁止とすることについて、今後検討が必要ではないか。

ウ 許可条件遵守状況の確認方法について

- ・ 与えられている公園ルールを守れるように事業者が自主的に監視するべきである。
- ・ 協会側の監視の必要性については、過去の開催実績（実施回数、条件違反歴など）で決めてもよいのではないか。開催経験が豊富な、違反のない事業者を優良事業者として認定し、その事業者に監視を委託すれば、全体的なレベル、クオリティーが上がる。
- ・ 監視を外注し、その費用を会場使用料に上乗せをするという考え方については、優良事業者と違反歴のある事業者とで均等に負担というのでは、公平性に欠けるし、違反抑止のインセンティブとならない。
- ・ 是正指導に従わない場合に即刻イベントを中止させることは、非常に大きな損害が発生するため、曖昧な基準で中止を決定することは間違っている。明らかなルール違反であり、即刻中止しないと被害が大きいものであれば、即刻中止することは仕方がないが、その違反の認定・判定が、公園側、事業者側双方に納得いくものである必要がある。当日その場で是正できるものもあるので、現場で段階を踏むべきであり、イベントを即刻中止とすることは重すぎる処罰である。

エ 予約制限（ペナルティ）について

- ・ 違反の中にも程度があると思う。例えば、ゴミを持ち帰らなかったという不注意による違反と、悪意を持ってNG衣装を着させるという違反とでは、レベルが違う。完全に悪意がある事業者は繰り返し違反を行う可能性があるため、厳しい処分でも問題ないと思う。違反のレベルに応じて、罰則・ペナルティを決めてよいと思う。

オ 新条件全般について

- ・ 事業者の方から、こういったことがやりたいとか、こういった新しいコンテンツを盛り込みたいと、適宜公園に相談させていただいている。完全にNGのものもあると思うが、柔軟に対応してもらえれば、協会ですべてのルールを決めすぎず、各公園と事業者で相談の上柔軟に対応できる幅広いルールであればよい。
- ・ 「下着と思わせるもの」という表現は曖昧であり、ランジェリー風コスプレ衣装もNGにされてしまう。水着と同様に隠したい部分が隠せていないも

のはNGという条件に統一すればよい。

カ その他

- ・ モデルにとって不本意な形で撮影画像をSNSに投稿することの指導・規制については、主催者側が撮影者に行うべきで、公園側がそこまでするべきではない。
- ・ 協会が策定する基準もあるが、業界として自主基準を作っていくという方法は可能と考える。その場合、統一ルールは違反のない優良事業者が決めるべきと考える。
- ・ 議論のテーマは「水着撮影会のルール」であり、撮影会主催者が検討会委員として参加することで必要以上にルールが厳しくなってしまうことが無くなると考えている。については、水着撮影会の事業者を検討会委員として参画させるべきである。

4 閉会

(以上)